

香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 知事は、住宅用太陽光発電システムの一層の普及促進及び有効活用を図ることにより、温室効果ガスの排出を抑制するため、次条第1号に規定する補助事業に要する費用の一部について、同条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内の住宅において、補助事業(新たに次条第1項に規定する補助対象システムの設置(設置された建売住宅の購入を含む。以下同じ。)を行い、又は既存の同項第1号に規定する発電システムを増設することをいう。以下同じ。)を行う個人(個人事業主を含む。以下同じ。)、法人又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項に規定する管理者(以下「区分所有法に規定する管理者」という。)であること。
 - (2) 電力会社と、1戸の住宅につき10キロワット未満(増設の場合は既設分を含む。)の次条に規定する補助対象システムに係る電力受給契約を締結する者であること。
 - (3) 県税を滞納していない者であること。
 - (4) 県が運営管理するJークレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会すること、又はしていること。ただし、「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」会員規約第4条(1)及び(5)の入会資格を満たさないものについては、その限りではない。
- 2 前項第1号の「住宅」とは、家屋であって次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの(店舗、事務所等と兼用のものを含む。)であること。
 - (2) 当該家屋の所有者が補助事業を行う者でない場合にあつては、当該所有者から書面による設置又は増設(以下「設置等」という。)の承諾を受けたものであること。

(補助対象システム及び補助金の額)

第4条 補助対象システムは、次の各号に掲げるシステムの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム(以下「発電システム」という。) アからエまでのいずれにも該当するものであること。
 - ア 太陽光発電による電気が、当該発電システムの設置等がされる住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの
 - イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定発電設備(10キロワット未満(増設の場合は既設分を含む。))であるものに限る。)であるもの
 - ウ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナが、未使用品であるもの
 - エ 第8条第1項の規定による交付決定の前に、当該発電システムの設置等に係る工事の着手(建て売りの場合にあつては、当該発電システムが設置された住宅の引渡し及び電力受給の開始)をしていないもの。
- (2) 住宅用蓄電システム(以下「蓄電システム」という。) アからオまでのいずれにも該当するものであること。
 - ア 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが設置される住宅において消費することを目的として設置されるもの
 - イ 国が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器として登録されているもの

ウ 電気事業者と電力供給契約を締結している又は締結していた発電システムと連携されるもの
エ 蓄電池・電力変換装置は未使用品であるもの
オ 第8条第1項の規定による交付決定の前に、当該蓄電システムの設置に係る工事の着手（建て売りの場合にあつては、当該蓄電システムが設置された住宅の引渡し）をしていないもの。

- 2 補助金の額は、次の各号に掲げるシステムの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 発電システム 1.3万円に、太陽電池の公称最大出力（日本産業規格に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力又は国際電気標準会議等が策定した国際規格に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。第10条第1項において同じ。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て、その合計値が3.85キロワットを超えるときは、3.85キロワットとする。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）。ただし、当該発電システムが、この要綱又は附則第2項の規定による廃止前の香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成23年4月20日付け23環政第5650号）に基づく補助金の交付を受けた発電システム（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に定める年数をいう。以下同じ。）が経過しているものを除く。）に係る電力供給契約において増設されるものである場合は、補助金の額は、既に交付を受けた補助金の額と合わせて5万円となる額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を上限とする。
 - (2) 蓄電システム 設備費（蓄電システムの購入費用をいう。）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の10分の1の額又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）。ただし、当該蓄電システムが、この要綱に基づく補助金の交付を受けた蓄電システム（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に定める年数をいう。以下同じ。）が経過しているものを除く。）を増設されるものである場合は、補助金の額は、既に交付を受けた補助金の額と合わせて10万円となる額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を上限とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付申請書の受付）

第6条 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第7条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（第10条第1項に規定するものに限る。）する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が完了したときは、知事が定める期限までに、第12条の実績報告書を知事に提出しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産（建売住宅の購入の場合にあつては、第4条に規定する補助対象システムに係る部分に限る。）については、第17条第1項に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金交付決定）

第8条 知事は、第5条の規定による申請があつたときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、交付決定額及び交付を決定した日（以下「交付決定日」という。）を記載した香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 補助金を交付しないことを決定したときは、知事は、速やかに申請者に通知するものとする。

(工事の着工、建物の引渡し等)

第9条 補助事業者は、交付決定日以後に、当該補助対象システムの設置等（蓄電システムにあっては、設置）に係る工事の着手（建て売りの場合にあっては、当該補助対象システムが設置された住宅の引渡し）をしなければならない。

2 新たな発電システムの設置に対し補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付決定日以後に、電力会社と当該発電システムの電力受給を開始しなければならない。

3 補助事業者は、第12条の実績報告書を提出するまでに、補助対象システムの設置等に係る工事を完了し、又は補助対象システムが設置された建物の引渡しを受け、かつ、電力会社と発電システム（蓄電システムにあっては、当該蓄電システムと連携する発電システム）の電力受給契約を締結しなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助金の額の変更を伴う発電システムの太陽電池の公称最大出力又は蓄電システムの機種を変更する場合、発電システムを申請し、交付決定を受けた後に、蓄電システムを追加設置する場合及び発電システムと蓄電システムの両方を申請し、交付決定を受けた後に、そのいずれか一方のみを中止する場合には、速やかに、香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金変更承認申請書（様式第2号。以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 変更承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し

(2) 補助事業者の現住所の住民票で3箇月以内に発行されたもの（申請者が個人である場合で交付申請書提出時から住所の変更があった場合に限る。）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、補助事業者に通知するものとする。

4 発電システムを申請し、交付決定を受けた後に、蓄電システムを追加設置する場合は、前項の規定による通知の後に、当該蓄電システムの設置に係る工事に着手しなければならない。

5 知事は、第3項に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業者の変更)

第10条の2 補助事業者（個人であるものに限る。以下この項及び次項第1号において同じ。）の死亡により補助事業等を遂行することができない場合であって、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該補助事業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）が、補助事業者の地位の承継について知事の承認を受けようとするときは、香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金補助事業者の変更承認申請書（様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業者の戸籍謄本

(2) 申請者の住民票で3箇月以内に発行されたもの

(3) 知事が別に定める申立書（申請者以外の相続人が未成年の子のみの場合を除く。）

(4) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し

(5) その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、同項第4号の書類は、第1項の規定による提出時の添付を省略し、第12条の実績報告書の提出時に併せて提出することができる。

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金中止承認申請書(様式第3号。以下「中止承認申請書」という。)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第12条 規則第13条の規定による実績報告を行おうとする者は、香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業の完了日は、補助対象システムを領収した日、電力会社と発電システム(蓄電システムにあっては、当該蓄電システムと連携する発電システム)の電力受給を開始した日、製品保証書における保証開始日のいずれか遅い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助事業者に香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第5号による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に補助事業に着手していたとき。
- (5) 補助事業の遂行ができないとき。
- (6) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(手続代行者)

第16条 補助事業者は、交付申請書、変更承認申請書、中止承認申請書、実績報告書及び第14条の補助金交付請求書について、補助対象システムを販売する者等に対して、これらの手続を代行させることができる。

- 2 前項の規定により手続を代行する者(次項において「手続代行者」という。)は、前項の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(取得財産等の管理)

第17条 規則第22条第2項ただし書に規定する知事が定める期間は、法定耐用年数とし、同項第4号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

- 2 補助事業者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(財産処分制限)

第18条 補助事業者は、規則第22条第2項の規定に基づき、補助事業により取得した財産(建売住宅の購入の場合にあっては、第4条に規定する補助対象システムに係る部分に限る。)の処分について承

認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

（報告）

第19条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

（書類の提出）

第20条 この要綱により知事に提出する書類（以下「書類」という。）の部数は1部とする。

- 2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課とする。
- 3 書類の提出の方法は、郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）又は持参によるものとする。

（太陽光発電設置等に関する調査への協力）

第21条 この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、太陽光発電設置等に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成23年4月20日付け23環政第5650号）は廃止する。ただし、同要綱第16条、第18条、第19条、第20条及び第22条の規定は、なお、その効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から同年6月30日までの間における第4条第2項及び様式の規定の適用については、これらの規定中「日本産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。